

## 墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の廃止の許可に関する審査基準

### 1 墓地等の廃止に係る基準

- (1) 法人にあつては、定款、寄附行為又は宗教法人法（昭和26年法律第126号）第12条に規定する規則等に定める手続に基づき、社員総会、理事会、役員会等において墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。
- (2) 枚方市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条第1項第3号に規定する共同墓地にあつては、当該墓地を設置し、及び管理している団体として墓地等の廃止の許可の申請をすることに関する意思決定をしていること。